

子ども会議の設置状況等について

	川崎市	豊田市	松山市	北広島市	奈井江町
1 子どもに関する条例に規定している子どもの意見を聴取するための子ども会議などの設置有無	設置済(常設)	設置済(常設)	未設置(常設はしていないが必要時に参集する。)	未設置(常設はしていないが必要時に参集する。)	設置済(常設)
2 名称	川崎市子ども会議	子ども会議	まつやま子ども会議	子ども会議	子ども会議
3 条例制定年月日	平成13年4月1日	平成20年4月1日	平成16年4月1日	平成24年12月1日	平成14年4月1日
4 委員の選任方法や人数・開催回数、協議内容や協議方法について	H25の状況 【選任方法】小学校4年生から高校3年生相当までを対象に公募により募集。 【人数】21人 【開催回数】毎月第1, 第3日曜日の定例会議の開催の他, 各種関連行事に参加している。 【協議内容】市政への意見や区・市で開催する子ども集会の準備。 【その他】18歳以上のサポーターの支援を受けながら子どもが自主的・自発的に運営している。	H25の状況 【選任方法】公募(広報, HPの掲載, 市内小中学校へチラシ配布) 【人数】31人 【開催回数】月1回(12回を予定) 【協議内容】自転車の交通事故について/子どもが使える市の施設について/川の環境について/いじめの解決について/子どものHPの充実について 【協議方法】テーマごとに5つのチームに分かれて協議。	設置する際に選任方法等を定める。	設置する際に選任方法等を定める。	H25の状況 【選任方法】各小中高校へ推選依頼(児童会・生徒会役員が選出される。) 【人数】15人(小学生6人, 中学生5人, 高校生4人) 【開催回数】年2回(6月・12月) 【協議内容】産業まつりについて, 札幌市, 芽室町子ども交流について(6月), 事業報告会について(12月)
5 意見をどのように事業に反映しているか	年間の活動のまとめとして年度末に「川崎市子ども会議」から市長への提言を行い, 行政はそれに対して回答を行う。しかし, 近年はメンバーの低年齢化に伴い実際に事業に反映されるほどの具体的な提言には至っておらず, 年間の活動報告を行うことが多くなってきている。	これまで活動してきた発表の場として, 年度末にシンポジウムを開催し, 施策提案として市に提言。市はその内容を確認し, 意見反映するものについては施策として実施。			子どもの権利に関する条例第13条に基づき, 子どもの社会参加促進のため, 産業まつりにチャリティー活動として参加し, 子どもたちの手作りによるアクセサリー販売や, フリーマーケット, 地域の人や来場者にマッサージを行うなど, 子どもたちの発案による内容で参加。集まった売上金は, 子ども会議より東日本大震災の義援金として寄附。その他, 同じ条例をもつ札幌市や, 芽室町との児童生徒交流会で意見交換を行い見聞を深め, 活動の参考としている。
6 実際に意見を反映した事業について		条例パンフレットの改訂, 条例啓発キャラクターシール(チルコシール)作成			チャリティー活動, 条例パンフレット改訂